

都市公園制度制定150周年記念事業推進委員会 規約

(名称)

第1条 本会は、都市公園制度制定150周年記念事業推進委員会（以下「推進委員会」という。）と称する。

(目的)

第2条 推進委員会は、我が国の都市公園制度の始まりである明治6（1873）年1月15日の太政官布達から150周年の記念の年となる令和5（2023）年を迎えるに当たり、都市公園の意義・必要性を国民一般に広く再認識いただき、その更なる発展につながる「都市公園制度制定150周年記念事業」を推進することを目的とする。

(事業)

第3条 推進委員会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 事業実施方針の策定に関すること
- (2) 上記方針に基づく事業の推進に関すること
- (3) その他前条の目的を達成するために必要な事項

(組織)

第4条 推進委員会は、第2条の目的に賛同する国、地方公共団体及び関係団体をもって組織する。

2 推進委員会に別表に掲げる委員7名を置く。

(役員)

第5条 推進委員会に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 1名

2 会長は、一般社団法人日本公園緑地協会会長をもって充てる。

3 副会長は、会長が委員の中から指名する。

(役員職務)

第6条 会長は、推進委員会を代表し、その会務を総理する。

第7条 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代行する。

(会議)

第8条 推進委員会の会議は、必要に応じ会長が招集し、議長は会長があたる。

2 会議においては次の事項を審議する。

- (1) 推進委員会の規約に関する事項
- (2) 事業実施方針の策定及び同方針に基づく事業の推進に関する事項
- (3) その他会議運営に必要な事項

3 会議は、推進委員会構成員の二分の一以上の出席をもって成立する。ただし、代理又は委任状による出席を認めるものとする。

4 会議の議事は、出席者の過半数をもって決する。

(事務局)

第9条 推進委員会の事務を処理するため、事務局を一般社団法人日本公園緑地協会の中に置く。

(解散)

第10条 推進委員会は、その目的を達成したときに解散する。

附 則

この規約は、令和4年8月10日から施行する。

別表 都市公園制度制定150周年記念事業推進委員会 委員名簿

国土交通省都市局公園緑地・景観課長

東京都建設局公園緑地部長

大阪府都市整備部公園課長

仙台市建設局全国都市緑化フェア推進室長

一般社団法人日本公園緑地協会会長

一般財団法人公園財団理事長

公益財団法人都市緑化機理事長